

第39回四国こんぴら歌舞伎大芝居開催に伴う売店
出品・出店募集要項

1. 募集目的

この度、第39回四国こんぴら歌舞伎大芝居の公演に伴い、旧金毘羅大芝居（金丸座）を利用する幅広い層の皆様に対し、おみやげものや手軽な飲食を提供することで、滞在時間の満足度と利便性の向上を図り、地域活性化にも貢献することを目的として出品及び出店の事業者を募集します。

2. 店舗概要

- (1) 所在地 旧金毘羅大芝居（金丸座） 敷地内
(2) 営業時間 令和8年4月10日（金）～4月26日（日）
10時～18時 ※9:30ごろからお客様が場内に入ってくる
※第二部終了後お客様が帰られるまで
休演日 4月16日（木）
(3) 管理運営者 一般社団法人こんぴら観光まちづくり協会

3. 出品及び出店募集の概要

- (1) 募集内容：
・物品販売 歌舞伎関連商品、琴平町内物産品、お土産物の販売
(協会限定・こんぴら歌舞伎限定商品の開発)
・飲食品の販売（テイクアウト方式）
(2) 手数料及び料金

分類	商品	形態	会員	非会員
町内物産 お土産類	お菓子、おみやげ品	委託販売	販売員あり	10%
			販売員なし	20%
限定販売品	こんぴら歌舞伎 公演期間中限定商品	委託販売	20%	30%
食品	食品(お弁当) ※現場調理なし	委託販売	販売員あり	5%
	販売員なし		10%	
	食品(和菓子等) ※現場調理なし	委託販売	販売員あり	5%
			販売員なし	10%
歌舞伎グッズ	てぬぐい、タオルてぬぐい、タオル、掛け軸、巾着、クリアファイル等	委託販売	20%	30%

(3) 応募資格

出品及び出店資格は、次の条件をすべて満たしている必要があります。

- ・法人または個人事業主であること。
- ・出品及び出店に際して必要となる許認可、免許等を有していること。
- ・施設の利用者として、他の出店者と協調して協力できる者であること。
- ・安定した経営能力があること。
- ・公租公課に滞納が無いこと。
- ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。

(4) 出品及び出店要件

出品及び出店の要件は、次のとおりとします。

- ・琴平町で生産、加工、企画、開発、または原材料の調達が行われ、「地場産品」として販売できる商品を原則とします。
- ・食品の場合、保健所の許可を受けた施設において、出品者自らで製造したものであること、もしくは、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者に製造を委託したものとします。
- ・商品の陳列場所は、管理運営者に一任していただきます。
- ・商品の陳列方法は、管理運営者と出品者が事前協議のうえ決定します。
- ・管理運営者が出品者から販売の委託を受ける委託販売方式とし、販売代金から販売手数料等を差し引いた金額を出品者にお支払いします。管理運営者は、出品した商品の仕入、買取は行いません。
- ・商品の品質管理(賞味期限等)、品質表示等(法律で定める表示)は、出品及び出店者の責任とします。また、万が一に備え、損害賠償に対応できるだけの製造物責任保険(P L保険)に加入いただきます(製造者が同保険を付保している場合を除く)。
- ・管理運営者から、出品にあたり必要な書類を求められた場合は、指示に沿って提出いただきます。
- ・出店者(契約者)の直営とします(賃借権等の第三者への譲渡は認めません。)。
- ・営業時間及び営業形態等の詳細については、管理運営者と協議していただきます。
- ・従業員、パート等の雇用については、可能な限り琴平町民を優先してください。
- ・電源、コンセント、給排水等の設備は備えていますが、その他の工事費(内装を含む)及び施設内の厨房設備、什器、備品、店舗サイン等は出店者の負担となります。
- ・共用部分の使用については、管理運営者の指示のとおりとさせていただきます。
- ・出品及び出店者の責めに帰す事由により、建物や内装及び備品等を汚損、破損した場合は出品及び出店者側の負担により原状に回復していただきます。
- ・出品及び出店者及びその従業員には、その販売と営業行為に係る関係諸法令等及び行政

官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全て行っていた
だきます。

- ・出品及び出店者は、自己負担において工事・動産・第三者傷害・労災等の保険に加入して
ください。
- ・展示品、出品商品の管理については、管理運営者が注意を払いますが、万が一、商品の
盗難等が生じた場合、管理運営者は一切の責任を負いません。
- ・施設で行事その他運営等においては、積極的にご協力をお願ひします。
- ・出品及び出店により提供された商品やサービスに関して、クレームや事故が発生した場
合は、管理運営者は当該事業者と協議し、速やかに対応するものとします。その際に発
生した費用については、当該事業者が直接負担するか、または管理運営者が当該事業者
に負担を求めることが可能とします。
- ・装飾や名称については、売店イメージと適合する内容とし、必要に応じて管理運営
者と事業者が協議することとします。
- ・第39回四国こんぴら歌舞伎大芝居及び売店の開設主旨及び本要項に違反していると認め
られる場合、管理運営者より改善勧告を行います。勧告に応じない場合、出品及び出
店を中止し、今後使用をお断りいただくことがあります。
- ・契約については、募集箇所により内容が異なるため、別途締結することとします。
- ・過去の四国こんぴら歌舞伎大芝居に伴う売店に出品及び出店されていた事業者様は
可能な範囲での情報提供（商品、販売数量、単価等）をお願いいたします。
- ・その他本要件に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、管理運営者と出品及び
出店者が協議することとします。

4. 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

(1) 応募書類

①第39回四国こんぴら歌舞伎大芝居売店に係る申請書(様式1)

②出品明細及び出店計画書(様式2)

※ 上記の各応募書類については、一般社団法人こんぴら観光まちづくり協会ホームページ

ページからダウンロードまたは、観光案内所にお越しください

※ 必要に応じて、追加資料を提出いただく場合があります。

※ 提出のあった書類の内容により知り得た個人情報等は、選定以外の目的には一切使
用しません。

(2) 応募期間

令和8年1月29日（木）から2月13日（金）まで（土曜日、日曜日を除く）の
午前10時から午後5時まで

4. 選定について

(1) 選定基準

出品及び出店の選定にあたっては、次の基準により管理運営者が選定します。

- ・四国こんぴら歌舞伎大芝売店にふさわしい業種・業態・商品・サービスであるか。
- ・琴平町内で生産、加工、開発、または原材料が調達された、「地場産品」として販売できる商品か。
- ・衛生管理や接客、マネジメントに精通した管理者がいるか。
- ・財務内容が健全で、持続的で安定した経営が見込めるか。
- ・業務を実施するための適切な事業計画・資金計画があるか。
- ・提供する商品やサービスが魅力的であり、集客に資するものであるか。
- ・出店における営業日数が、施設全体の営業とバランスが取れている計画か。
- ・琴平町の地場産品を活かしたメニューや琴平町らしい商品となっているか。
- ・琴平町及び四国こんぴら歌舞伎大芝の発展に寄与する実績及び可能性を有するか。

(2) 選定結果について

応募者は、下記に定める応募書類を持参または郵送により期間内に提出してください。

- ・選定の結果については、応募者全員に通知します。
- ・選定の内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

選定時期

選定プレゼンテーション（オンライン含む）サンプル品の提出、試食等やヒアリング
令和8年2月19日 午前 町内物産おみやげ品（お菓子、おみやげ品）
午後 限定販売品
20日 午前 食品 お弁当 和菓子
午後 歌舞伎グッズ

令和8年2月24日25日 結果の通知

(3) 選定の取り消し

- ① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ② 応募者の要件を満たさなくなった場合
- ③ その他出品及び出店者として不適格な事項が認められた場合

(4) 応募先及びお問い合わせ先

一般社団法人こんぴら観光まちづくり協会

〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井869-5

T E L : 0877-75-3500

（郵便もしくは直接ご持参ください。）